

## II. 分担研究報告



## 里親家庭における養育不調による委託解除の現状について

研究代表者 引土 達雄（国立成育医療研究センター 小児内科系専門診療部心理療法室）

研究協力者 藤巻 楽々（国立成育医療研究センター 小児内科系専門診療部こころの診療科）

### 研究要旨

養育不調によって委託解除となる要因を整理するために、里親の現状と養育不調ケースの把握を目的とした。全国の里親家庭 6585 家庭を対象に質問紙及びオンライン調査を実施し、有効回答 1854 件について記述統計を算出した。回答者の属性は里母の方が里父よりも多く、初めて子どもを委託されてから 4 年未満の新しい里親が半数を占めた。里親になる動機は子どもたちのためになりたいという社会貢献的ニーズと、自身の子どもがほしいという個人的なニーズの 2 つが代表された。養育不調の経験は 8.0%と、先行研究よりも低い割合が認められ、委託解除時の年齢は 3 歳から 6 歳と 13 歳から 18 歳で半数を占める結果となった。委託解除となった理由としては、子どもの行動上の問題に関する記述が最も多かった。委託解除の要因としては「情緒不安定、行動上の問題の状況」が最も高い数値が認められた。以上の結果から、養育不調への適切な介入は必要不可欠であり、それらを施策化するためにはより精緻な要因分析が必要であるといえる。

### A. 研究目的

本邦には、社会的養護に措置されている子どもは全国で約 42,000 人いる。そのうち約 8 割は乳児院、もしくは児童養護施設等の施設で生活しており、里親とファミリーホームを含めた里親等委託率は 23.5% (7,798 人) に留まっている<sup>1</sup>。他の先進国では里親委託が主流である中、この現状に鑑み、こども家庭庁は里親委託率を引き上げることが目標としている。しかし、里親委託には養育不調という課題も存在する。養育不調とは、「子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題の大きさにより、委託・措置されている子どもと養育者との関係の悪さが明らかになり、養育者が子どもへの対応が

困難になる状況」を意味し、そのような状態が続きひどくなれば委託・措置を継続できない状態が多くなる。伊藤 (2018)の里親への調査によれば、回答者の 17%に養育不調による委託・措置解除の経験があると認められ<sup>2</sup>、里親委託推進とともに養育不調に対しては、養育不調が起こる現状を把握した上で施策化に活かし、それを現場が重要性を理解して実行に移していく必要がある。

そのため本研究では、Konjin et al., (2018)<sup>3</sup> の、里親委託の不安定性の要因に関するシステマティックレビューを参考に、養育不調により委託や措置の解除となった事例や養育が継続している事例に関して、里親への調査

を実施し、養育不調の要因を「委託や委託解除時の状況」、「子どもの心身の特性や行動上の問題」、「養育上の課題」、「支援の課題」の4つに分けて検討し、質問項目を作成した。

最終的には、その他、ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設・フォスタリング機関・児童相談所、本調査と同様の視点から調査を行う他の分担研究と併せて不調の要因となる事項やプロセスをより幅広い視点から明らかにし、適切なアセスメント、養育環境の選択、必要な支援について課題を整理し改善のあり方について示し、それぞれの視点を統合した手引を作成することを目的としている。

## B. 研究方法

### 1. 調査内容

#### (1) フェイスシート

質問項目 I は回答者の種別、初めて子どもを委託されてからの期間や動機づけに関する質問項目とした。

#### (2) 委託・措置時や委託・措置解除時の状況

II は養育不調による委託解除の経験についての質問とした。次に、養育不調により委託解除となった子どもの年齢や委託解除後の委託・措置先についての質問とした。また、措置変更の理由と委託解除の要因に関する質問項目とした。

#### (3) 子どもの心身の特性や行動上の問題

委託解除となった子どもと、継続して養育を受けている子どもを比較して検討するため、養育不調による委託・措置の解除を経験した里親には、その委託・措置の解除となった子どもを A さんとして、以下の項目について回答する項目を作成した。養育不調による委託解除を経験

していない里親には、「これまで一番長くしている(していた) お子さん」を A さんとして、同じ以下の質問項目を設定し、回答を求めることとした。

III では、A さんの年齢・性別などの基本情報と里親家庭内の構成(他の委託児童や実子の有無等)についての質問とした。IV では、児童相談所による保護の理由、被虐待経験の有無と種別、医学的診断の有無と種別、知能検査と発達検査の実施の有無と結果について尋ねる項目を設けた。

里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設に委託・措置されている子どもの3割以上が虐待を受けた経験があることを考えると、行動上の問題を検討する上で虐待を受けた子どもの行動特徴を考慮に入れた質問紙が必要であると考えられる。養育不調による委託解除となった子どもと、継続して養育を受けている子どもの行動上の問題を比較して検討するため2003年度から2005年度に渡り行われた『厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 子ども家庭総合研究』による「児童福祉機関における思春期児童等に対する心理的アセスメントの導入に関する研究(代表研究者:西澤哲)」にて作成され、生後6ヶ月~2歳未満と2歳~6歳を対象とし泉・奥山(2009)<sup>4</sup>によって標準化された養育問題のある子どもの行動チェックリスト(CMYC)と、同様に開発された6歳~18歳の子どもを対象とし山本ら(2008)<sup>5</sup>によって更に標準化が行われた「虐待を受けた子どもの行動チェックリスト(ACBL-R)」を使用することとした(Vの部分)。

#### (4) 養育上の課題

VI は引土ら(2019)<sup>6</sup>、庄司ら(2011)<sup>7</sup>の調査を参考に、代表、分担、研究協力者によって話し合い、養育上の課題についての項目を決定し

た。(3) から引き続き A さんを想定して回答を  
求めることとした。

#### (5) 支援上の課題

引土ら (2019)、庄司ら (2011) の調査を参  
考に、代表、分担、研究協力者によって話し合  
い、支援上の課題について項目を決定した。

引き続き A さんを想定してもらい、「Ⅶ. 児  
童相談所の状況について」、「Ⅷ. 民間フォスタ  
リング機関 (里親支援専門相談員、児童家庭支  
援センターの支援を含む) の支援状況について」  
「Ⅸ. その他の支援について」の回答を求める  
こととした。

#### 2. 調査対象者

調査開始前 2024 年 1 月にこども家庭庁にて  
配布数調査を行い、その時点で子どもを委託さ  
れていた全国の里親家庭 6585 家庭を対象とし  
た。

#### 3. 調査方法

調査依頼は各自治体より郵送にて行い、匿名  
性を確保した。回答方法は質問紙への自記式も  
しくは研究代表者の所属する機関が運用して  
いるオンラインフォーム (成育 REDCap シス  
テム) であった。

#### 4. 調査期間

回答期間は 2024 年 2~3 月であった。

##### (倫理面への配慮)

調査回答者と研究対象となった委託されて  
いる子どもの個人情報収集せず、匿名性を厳  
密に確保した。国立成育医療研究センター倫理  
審査委員会の承認 (2023-164) を得て実施した。

#### C. 研究結果

今回は、アンケート結果のうち、項目Ⅱまでの

結果について報告する (資料 1)。

#### 1. 回収率

6585 家庭のうち、回答数は質問紙が 1401 件、  
オンラインフォームが 607 件の合計 2008 件  
(回収率 30.4%) で有効回答数は質問紙が  
1293 件、オンラインフォームが 561 件の合計  
1854 件 (有効回答率 28.2%) であった。

#### 2. 回答者

回答者の内訳は、「里母」1389 件 (74.9%)、  
「里父」415 件 (22.4%)、「その他」28 件 (1.5%)、  
未記入が 22 件 (1.2%) であった (図 1)。「そ  
の他」には「里祖父」、「里祖母」といった同居  
している里親家族などが含まれた。

#### 3. 初めて委託されてから今までの期間

初めて子どもが委託されてから今までの期  
間は 0 ヶ月~6 ヶ月未満が 147 件 (7.9%)、6  
ヵ月~1 年未満が 181 件 (9.8%)、1 年~2 年  
未満が 222 件 (12.0%)、2 年~3 年未満が 165  
件 (8.9%)、3 年~4 年未満が 185 件 (10.0%)、  
4 年~5 年未満が 130 件 (7.0%)、5 年~10 年  
未満が 408 件 (22.0%)、10 年~15 年未満が  
212 件 (11.4%)、15 年以上が 196 件 (10.6%)、  
未記入が 8 件 (0.4%) であった (図 2)。

#### 4. 里親になろうとした動機

里親になろうと思った動機や経緯を複数回  
答で尋ねた。「社会的養護の必要な子どものた  
めになりたかったため」が 1118 件 (60.3%)、  
「実子がおらず、子どもを育てたいと思ったか  
ら」が 763 件 (41.1%)、「子どもが欲しかった  
ため (養子の希望あり)」が 504 件 (27.2%)、  
「不妊治療をやめることになったため」が 287  
件 (15.5%)、「実子の子育てはひと段落をした  
が、もっと子育てをしたい」235 件 (12.7%)、

「児童福祉施設や児童福祉の機関などに勤めていた（あるいは現在も務めている）経験が役に立つ」が 181 件（9.8%）、「実子の子育て中だが、もっと子どもを育てたい」が 171 件（9.2%）、「実子にきょうだいを作ったため」が 129 件（7.0%）、「親族の子どもが社会的養護を受けることになったため、自分が育てようと思った」が 118 件（6.4%）、「自分の子ども時代に逆境的体験（虐待、貧困など）があり、保護された子どもにはそのような体験をさせたくないから」が 81 件（4.4%）、「里親養育を行うことにともなう社会的評価があると思ったため」が 80 件（4.3%）、「お子さんが事故や病気等で亡くなられたため」が 43 件（2.3%）、未記入が 101 件（5.4%）であった（表 1）。なお、本項目は複数回答のため、合計が 205.6%となった。

その他の動機（自由記述）を分類すると、「身近なところで里親のことを既知しており興味があった」が 52 件、「子どもと血縁関係にあり保護者の死や育児放棄などの止むを得ない事情」が 29 件、「震災孤児の力になりたかった」が 20 件、「友人や近隣の知り合い、児童相談所職員からの勧め」が 16 件、「児童養護施設職員等の経験から家庭養護の必要性を感じた」が 11 件、「宗教的な信仰」が 9 件、などが挙げられた。

## 5. 養育不調による委託解除の経験

2021 年 4 月から 2023 年 12 月末までの養育不調による委託解除の経験については、「あり」が 148 件（8.0%）、「なし」が 1651 件（89.1%）、未記入が 55 件（3.0%）であった（図 3）。経験した養育不調による委託解除ケースの平均は 1.1 人（標準偏差 0.41）であった。

## 6. 養育不調による委託解除の年齢

上記で「あり」と答えた回答 148 件と、養育不調による委託解除を複数の子どもの経験された里親による追加回答 8 件、合わせて 156 件の養育不調による委託解除ケースについて尋ねた。そのうち、子どもの委託解除時の年齢は 0~2 歳が 8 件（5.1%）、3~6 歳が 27 件（17.3%）、7~9 歳が 20 件（12.8%）、10~12 歳が 16 件（10.3%）、13~15 歳が 41 件（26.3%）、16~18 歳が 31 件（19.9%）、未記入が 13 件（8.3%）であった（図 4）。平均年齢は 11.3 歳（標準偏差 5.10）であった。

## 7. 委託解除後の措置変更先

委託解除後の措置変更先については、「児童養護施設」が 44 件（28.2%）、「わからない」が 24 件（15.4%）、「その他（家庭復帰による委託解除）」が 19 件（12.2%）、「他の里親」が 16 件（10.3%）、「自立援助ホーム」が 12 件（7.7%）、「児童心理治療施設」が 11 件（7.1%）、「児童自立支援施設」が 6 件（3.8%）、「ファミリーホーム」が 4 件（2.6%）、乳児院が 4 件（2.6%）、未記入が 16 件（10.3%）であった（図 5）。

## 8. 養育不調により委託解除となった理由（自由記述）

委託解除となった理由（自由記述）を分類すると、「他害以外の子どもの問題行動」が 52 件、「里親家庭内や学校での他害や器物破損行為」が 14 件、「実子や他の委託児との不仲」が 11 件、「里親の疲弊」が 8 件、「児童相談所による判断」が 7 件、「自傷・自殺行為」が 4 件、「本人が無断で自発的に実家庭へ戻った」が 4 件、などが挙げられた。

## 9. 委託解除の要因

委託解除の要因として、以下の 7 項目について「要因として大きくない」（1）～「要因とし

て大きい」(4)の4件法で回答してもらったところ、「情緒不安定、行動上の問題の状況」が平均 3.56(標準偏差 0.88)、「実家族の状況」が平均 2.35(標準偏差 1.23)、「養育のあり方・家庭状況」が平均 2.55(標準偏差 1.05)、「児童相談所の対応のあり方」が平均 2.25(標準偏差 1.09)、「民間フォスターリング機関等の支援のあり方」が平均 1.51(標準偏差 0.84)、「マッチング時における情報やアセスメントが十分でなかったため」が平均 2.22(標準偏差 1.10)、「子ども自身の家庭復帰や他施設等への意向が大きかったため」が平均 1.76(標準偏差 1.07)であった。

その他の委託解除の要因(自由記述)として、「実親側の意向」が3件、「元々入居していた児童養護施設の時から続いている問題行動や友人交流」が3件、「里親側の力不足」が3件、などが挙げられた。

## D. 考察

### 1. 回収率

本調査の回収率は30.5%で、有効回答率は28.2%であった。伊藤(2018)の里親への調査においては、回収率43.2%で有効回答数は30.4%であり、有効回答率においては同程度であった。

### 2. 回答者

回答者の内訳は、「里母」1389件(74.9%)、「里父」415件(22.4%)であった。伊藤(2018)の里親への調査においても回答者の内訳は里母が74.4%であり、同様の水準であった。

### 3. 初めて委託されてからの期間

回答者のうち、初めて子どもを委託されてからの期間として半数が4年未満となり、比較的里親になって新しい回答者が集まったといえ

る。また、どの期間区分も10%前後の割合を推移しており、最も割合が高かったのは5年～10年未満の22.0%であった。

以上から、本データとして、里親経験としては浅く、現在、養育に取り組む里親からの回答を反映している捉えることができる。

### 4. 里親になろうとした動機

里親になった動機として最も多かったのは「社会的養護の必要な子どものためになりたかったため」であった。加えて、「実子がおらず、子どもを育てたいと思ったから」「子どもが欲しかったため(養子の希望あり)」といった、里親自身のニーズとの合致も大きな理由の一つであるといえる。自由記述からは、里親を知ったきっかけ等についての記載が多くあり、震災孤児や里親に関するニュース、講演会などで興味を持つ場合もあれば、もともと親や近所の方が里親をしており、里親という存在を身近に感じていた場合も認められた。セバ(2021)<sup>8</sup>は、里親へのリクルートにおいて、里親の普及啓発活動を行うことで、里親登録増加に効果があることを示しているが、里親が身近に感じられることが里親になることにきっかけになっている里親も本邦においていることが確認された。

### 5. 養育不調の経験

2021年4月から2023年12月末までの養育不調による委託解除の経験については8.0%となった。これは伊藤(2018)の調査における約17%に比べるとやや低い割合であった。伊藤(2018)の調査では、不調による委託解除に関する質問は、不調による委託解除の経験、委託解除の理由、また、委託解除時の支援について質問するものであったが、本調査は多くの質問を行った。その回答者への負担が影響している

と考えられる。

本調査では、その回答者の少なさから、養育不調による委託解除の全てを網羅したデータとは言ふことは難しい。但し、本調査では、不調の経験に関する回答は先行研究よりも少ないものとなったが、不調による委託解除の子どもについて、「委託時・委託解除時の状況」、「子どもの行動上の問題」、「養育に関する課題」、「支援状況」の視点から回答を得ており、詳細な視点から里親養育不調への対応について検討していくことができる。

## 6. 委託解除となった年齢

委託解除となった年齢は割合が多いのは 13 歳から 15 歳が 26.3%、16 歳から 18 歳が 19.9%、3 歳から 6 歳が 17.3%という結果となった。これまで本邦における養育不調による委託解除時の年齢のデータは稀有だったが、発達の問題が浮き彫りになる就学前の時期と中学生から高校生という思春期の時期の養育不調に関する問題がその他の年齢群よりもやや多い回答が得られた。

年齢については、多くなる要因についてその他の収集したデータとともに統計的な解析を行っていくこととする。

## 7. 委託解除後の措置変更先

委託解除後の措置変更先は児童養護施設が最も多かった。「わからない」が回答者の 15.4%に認められた。また、未記入も 10.3%と、養育不調による委託解除後について、里親に措置変更先が知らされていないケースもあることも考えられる。

## 8. 養育不調による委託解除となった理由

委託解除となった理由としては、「他害以外の子どもの問題行動」、「里親家庭内や学校での

他害、器物破損行為」、「自傷・自殺行為」と、子どもの行動上の問題の記載が最も多かった。里親は子どもの行動上の問題への対処がしきれず、委託解除となったケースが相当数あることが考えられる。これら行動上の問題についてのどのようにそれらの行動上の問題が生起しているかが重要である。こども家庭庁(2024)<sup>9</sup>は里親とフォスタリング機関が、チームを組みつつ子どもの養育を行う「チーム養育」を示しており、里親養育に少しずつ根付きつつあると考えられるが、子どもや里親への支援について、伴走者として定期的のどのようにフォスタリング機関や児童相談所からの支援を受けられていたかが課題である。また、引土ら(2017)<sup>10</sup>では、里親への質問紙による医療機関による支援へのニーズ調査にて、里子の情緒不安定さ・暴力・物に当たることや、信頼関係を築くことの難しさについて回答しており、回答者の 85.7%の里親が医療的視点をふまえた支援に期待していると述べていた。児童相談所にも医師が勤務しており、発達の問題や精神症状に関する医療的な支援についても強化していくことも検討することが必要かもしれない。

その他、「子どもが自発的に実親のもとに帰った」「児童相談所による判断」という記載も見受けられたことから、委託されている子ども、里親、児童相談所間のすり合わせができていないことが推察されるケースも認められた。

また、「実子や他の委託児との不仲」、「里親の疲弊」等、里親家庭内での対応の難しさや大変さを示す回答が認められていた。

引土ら(2019)は、子どもの行動上の問題に対して、「里母の家庭内外の孤立」があり、抱え込みが対応を難しくしていることを示している。また、「実子の後押し」を受け実子からのサポートを受けることが里親養育継続にポジティブな影響があることを示唆している。里

親家庭の孤立を防ぐ試みについて検討していく必要があると考えられる。

## 9. 委託解除の要因

さらに、委託解除の要因として7項目の質問への評定、自由記述による回答を得た結果、「情緒不安定、行動上の問題の状況」が他の項目に比べると大きな要因と捉えられているということが示唆された。

伊藤(2018)の調査においても、不調による委託解除の原因として、「障がい児や被虐待児などのケアに対応しきれなかったため」と「里親家庭に危害(暴力、器物破損、性被害など)が及んだため」の委託された子どもの行動上の問題から不調になったケースが多いことを述べてられており、委託された子どもの行動上の問題への対応について検討していくことが必要であろう。

里親には児童相談所やフostタリング機関、その他、支援に関する案内は児童相談所からされることが通例である。引土ら(2017)は、里親が、家庭内外で孤立し、相談できないことにより、養育不調による委託解除となるケースがあることを示している。それらの状況がどれくらいあるのか、今後ヒアリング調査などでも検討していく必要がある。支援機関などの介入がある場合には、支援がしにくいケースなどもあると思われる。それらの課題についてヒアリング調査にて検討していくことが望まれる。

## 10. 本調査の限界について

本調査の回収率は30.4%で、有効回答率は28.2%であった。また、不調を経験した里親は8%であった。本調査では、有効回答率に関して、先行研究とも同様の値であるが、不調に関する経験者は先行研究と比べ少なかった。

以上から、本調査は、不調に対して一般化し

て里親養育不調の要因について検討を行うことは難しい。その数値の分析については、養育不調において、その対応について考える上で探索的な視点から慎重に検討を行っていくことが求められる。

## E. 結論

本年度では、養育不調によって委託解除となる要因を整理するために、里親の現状と養育不調ケースの把握を行った。その結果、里親家庭にて一定数養育不調による委託解除が起こっており、それは3歳から6歳と13歳から18歳の児童に多いことが確認された。そして、委託解除となる背景には子どもの問題行動への対応への困難さがあることが示唆された。

それらの困難さについて児童相談所やフostタリング機関がどのように支援を行っていたのかについて、検討を行うことが必要である。行動上の問題について、子どもへの医療的支援を強化していくことも有効であると考えられる。また、養育に困難を抱える里親は、家庭内外の孤立があると、なかなか支援につながるということが難しい場合があると考えられる。

本調査では、養育不調による委託解除を経験したことがある場合は委託解除となったケースについて、経験がない場合は一番長く養育したケースについての回答を求める個別ケース票も設けていた。したがって、来年度は両ケースについての分析及び比較検討を行い、養育不調の要因を精査していく。そして、ヒアリング調査を実施し、質問紙では拾いきれない現場の生の声を集積していく。その上で、改善策や予防策を案出していくことが重要であると考えられる。

## 謝辞

この研究を行うにあたっては、全国の地方自







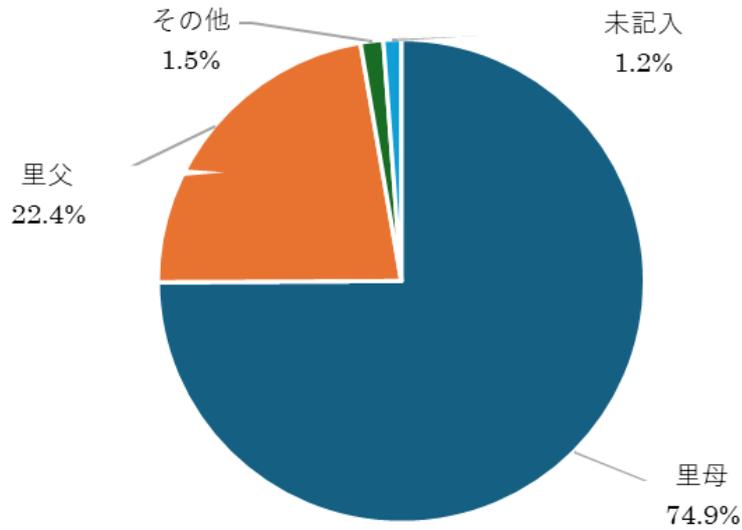


図 1. 回答者の属性

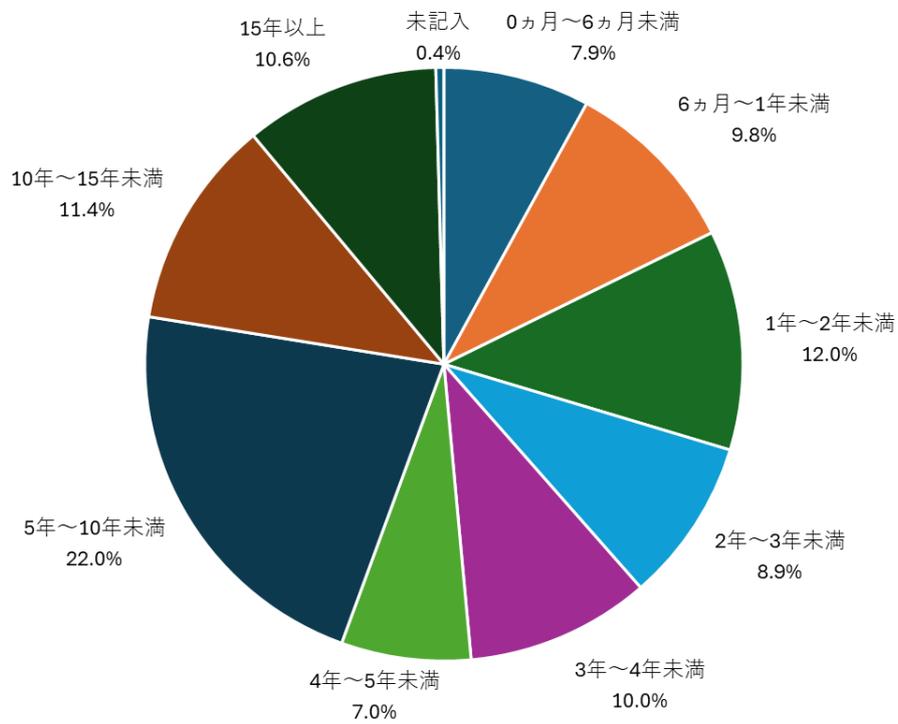


図 2. 初めて委託されてから今までの期間

表1. 里親になろうと思った動機(複数回答)

	N	%
社会的養護の必要な子どものためになりたかったため	1118	60.3
実子がおらず、子どもを育てたいと思ったから	763	41.1
子どもが欲しかったため(養子の希望あり)	504	27.2
不妊治療をやめることになったため	287	15.5
実子の子育てはひと段落をしたが、もっと子育てをしたい	235	12.7
児童福祉施設や児童福祉の機関などに勤めていた(あるいは現在も務めている)経験が役に立つ	181	9.8
実子の子育て中だが、もっと子どもを育てたい	171	9.2
実子にきょうだいを作ってあげたかったため	129	7.0
親族の子どもが社会的養護を受けることになったため、自分が育てようと思った	118	6.4
自分の子ども時代に逆境的体験(虐待、貧困など)があり、保護された子どもにはそのような体験をさせたくないから	81	4.4
里親養育を行うことにともなう社会的評価があると思ったため	80	4.3
お子さんが事故や病気等で亡くなられたため	43	2.3
未記入	101	5.4
合計	3811	205.6

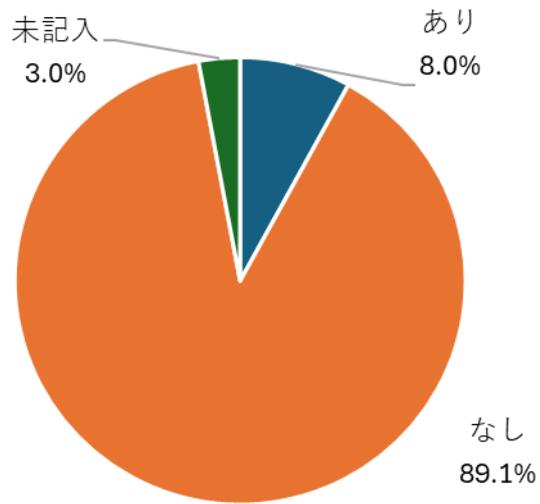


図3. 2021年4月から2023年12月末までの養育不調による委託解除の経験

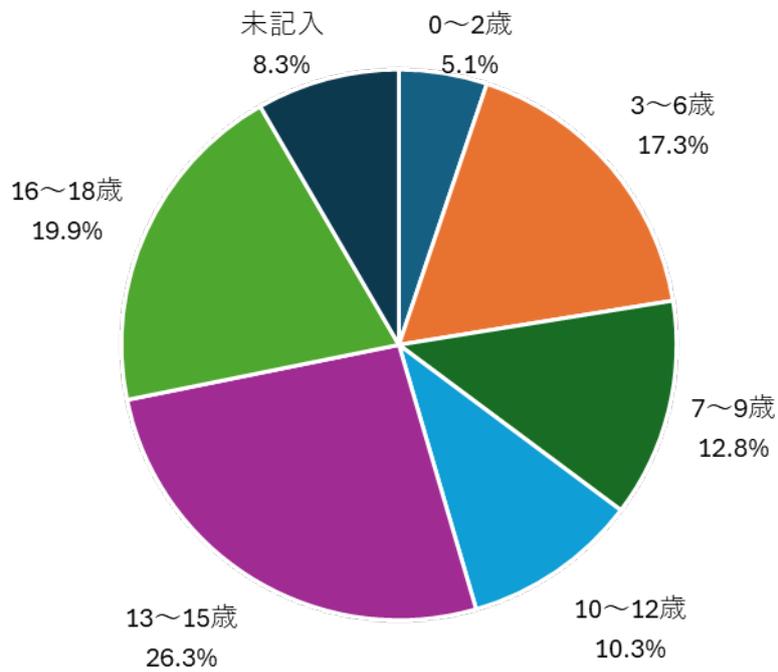


図4. 養育不調による委託解除の年齢

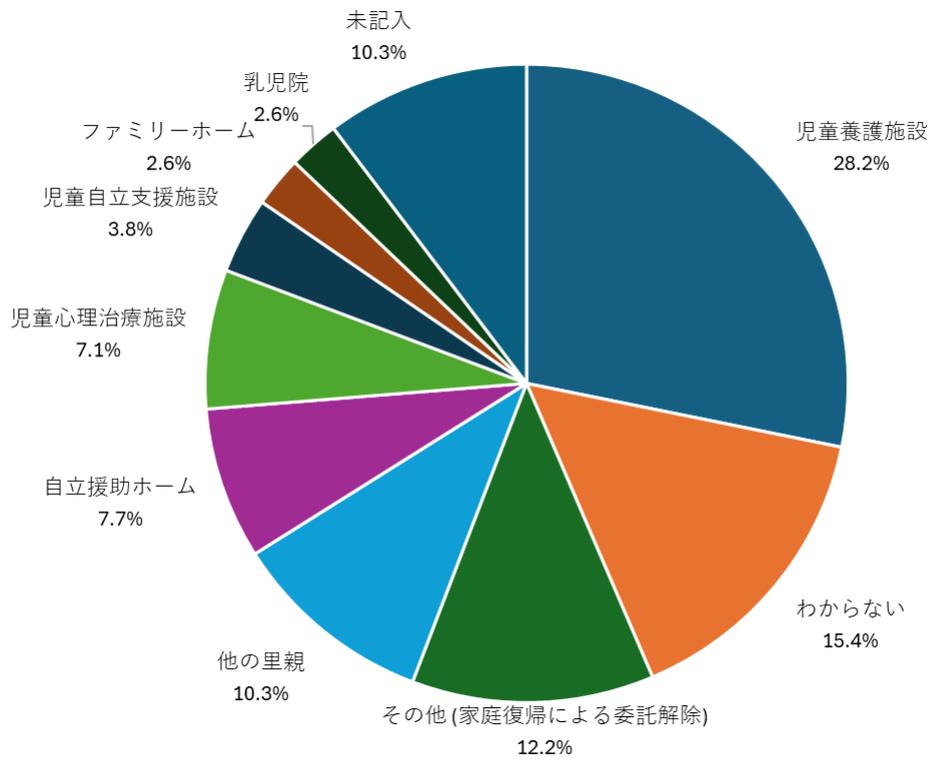


図5. 委託解除後の措置変更先